

## 令和5年第4回美浦村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○会期日程	2
○提出議案提案理由説明書	3
○追加議案提案理由説明書	14

### 第1号（12月12日）

○日時	17
○議案	17
○出席並びに欠席議員	17
○説明のため出席した者の職氏名	18
○職務のため出席した者の職氏名	18
○開会	18
・議事日程報告	19
・村長挨拶	19
・会議録署名議員の指名	20
・会期決定の件	20
・議案第1号～議案第12号 上程	21
○散会	21

### 第2号（12月22日）

○日時	23
○議案	23
○出席並びに欠席議員	23
○説明のため出席した者の職氏名	24
○職務のため出席した者の職氏名	24
○開議	24
・議事日程報告	25
・一般質問	25
塚本光司君	25
松村広志君	34
・議案第1号 質疑、討論、採決	40

・議案第2号	質疑、討論、採決	40
・議案第3号	質疑、討論、採決	41
・議案第4号	質疑、討論、採決	41
・議案第5号	質疑、討論、採決	41
・議案第6号	質疑、討論、採決	42
・議案第7号	質疑、討論、採決	42
・議案第8号	質疑、討論、採決	43
・議案第9号	質疑、討論、採決	43
・議案第10号	質疑、討論、採決	44
・議案第11号	質疑、討論、採決	44
・議案第12号	質疑、討論、採決	45
・議案第13号	上程、質疑、討論、採決	45
・議員派遣について		46
・閉会中の所管事務調査について		46
○閉会		46

令和5年美浦村告示第164号

令和5年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月9日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和5年12月12日
2. 場 所 美浦村議会議場

### 令和5年第4回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
12月12日	火	本会議	午前10時	開会 議案上程、提案理由説明
12月13日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会
		委員会	午後2時	厚生文教委員会
12月14日	木	休 会		議案調査
12月15日	金	休 会		議案調査
12月16日	土	休 会		議案調査
12月17日	日	休 会		議案調査
12月18日	月	休 会		議案調査
12月19日	火	休 会		議案調査
12月20日	水	休 会		議案調査
12月21日	木	休 会		議案調査
12月22日	金	本会議	午前10時	一般質問 議案質疑、討論、採決 閉会

## 令和5年第4回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

**議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第2号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第3号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3案につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

議案書の3ページから13ページを御参照ください。

本改正は、令和5年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定等が実施されることに準じて、本村においても関係条例につきまして所要の改正を行うものです。

議案第1号では、特別職の期末手当の支給割合を、議案第2号及び第3号では、会計年度任用職員を含む美浦村職員の月例給及び期末・勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

以上、議案第1号から第3号までにつきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議案第4号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

議案第4号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の14ページから16ページをお開きください。

本案は、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第60号）が令和6年1月1日から施行されることにより、産前産後の国民健康保険被保険者の国民健康保険税（所得割及び均等割）を出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除することに伴い、本村国民健康保険税条例に改正が生じたため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第4号につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議案第5号 美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例**

議案第5号 美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

こちらの条例につきましては、美浦村立統合小学校準備委員会において統合小学校の学校名について検討を行った結果、候補として「美浦村立美浦小学校」が選定されたことから、別表第1の「小学校の名称」を「美浦村立木原小学校、安中小学校及び大谷小学校」から「美浦村立美浦小学校」へ、「小学校の位置」を統合小学校が設置される場所の地番である「美浦村大字受領1433番地3」へ改正するものでございます。

また、当該条例で規定されている美浦村立美浦中学校の位置である「美浦村大字受領1435番地」及び美浦村立美浦幼稚園の位置である「美浦村大字大谷1059番地」が現在存在していないことから、別表第2の美浦村立美浦中学校の位置を「美浦村大字受領1432番地」へ、別表第3の美浦村立美浦幼稚園の位置を「美浦村大字大谷1060番地」へそれぞれ改正するものでございます。

なお、別表第2及び別表第3の改正規定につきましては令和6年4月1日から、別表第1の改正規定につきましては令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

## 議案第6号 財産の取得の変更について

### (R05 災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務)

議案第6号 財産の取得の変更について、御説明させていただきます。

議案書の18ページから19ページをお開きください。

本議案は、令和5年第2回定例会において議決を得た「財産の取得について」を変更するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和40年美浦村条例第8号）第3条に基づく契約となることから、議会の承認を求めるものでございます。

現在契約履行中の「R05 災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務」に係る物品売買の変更契約で、履行事業者と変更契約を締結してよろしいか、御審議をお願いするものでございます。

変更内容につきましては、令和5年7月14日付け消防庁事務連絡により、全国瞬時警報システム（Jアラート）の次期受信機への移行スケジュールが示されたことから、本業務で予定されていた当該機器の更新を実施しないこととし、また、システムの詳細を検討する中で機器構成に修正を行いました。

本業務に係る全体の当初契約金額は税込で258,368,000円。内訳は、業務委託料が税込で40,041,100円、工事請負費が税込で53,716,300円、物品購入費が税込で164,610,600円でございます。

今回提案させていただいた本事業に係る変更金額は、業務委託料が税込で1,441,000円減、工事請負費が増減無し、物品購入費が税込で5,597,460円減、合計で

7,038,460円の減額となります。

以上、変更後の契約額は、業務委託料が税込38,600,100円、工事請負費が税込で53,716,300円、物品購入費が税込で159,013,140円、契約総額251,329,540円となります。

以上、議案第6号につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

### **議案第7号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第5号）**

議案第7号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ7,938万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ81億7,558万8千円とするものでございます。

今回の補正予算は、主に人事院勧告により示されました、給与改定に伴う職員給与関係経費の補正及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の繰越明許費から第4条の地方債の補正までにつきまして御説明いたします。

24ページをお開きください。

第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込みの事業であります、学校給食施設管理事業につきまして、翌年度へ繰り越しの御承認をお願いしております。

事業の詳細につきましては、歳出補正予算の説明の中で御説明いたします。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料等について、債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、第4条の地方債の補正では、村債対象事業費の確定により、緊急防災・減災事業債で、限度額を変更いたしております。

詳細につきましては、歳出補正予算の説明の中で御説明いたします。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

34ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で、戸籍法制の改正に伴う、戸籍附票等に振り仮名を記載するための戸籍の附票システム改修費として、162万8千円の増額補正をお願いしております。

同じく、戸籍住民基本台帳費の、住民基本台帳事務費で、戸籍事務費と同様に、戸籍法制の改正に伴う、住民票等に振り仮名を記載するための住民基本台帳システム改修費として、46万2千円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、いずれも全額国庫支出金を充当いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

35ページをお開きください。

社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい児通所給付事業費で、児童通所サービスの利用見込みが増加したことにより、1,676万円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、1/2が国庫支出金、1/4が県支出金を充当いたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

40ページをお開きください。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で、国道125号線郷中交差点改良工事に伴う村道204号線舗装修繕工事費として、460万9千円の増額補正をお願いしております。

同じく道路新設改良費の、道路新設改良事業費では、公共事業で生じた残土の処分のためのストックヤードの用地取得費として、1,127万1千円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

41ページをお開きください。

消防費の災害対策費では、屋外防災行政無線管理費で、災害に強い屋外防災行政無線システムの更新に係る整備工事費等につきまして、事業費が確定したため、設計管理費で771万2千円、整備工事費で70万円、機械器具費で746万6千円、総額1,587万8千円の減額をいたしております。

なお、財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充当しておりますので、冒頭の地方債の補正で申し上げました、限度額の変更をいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

43ページをお開きください。

小学校費の教育振興費では、小学校教育振興事業費で、4年に一度の教科書の改訂に伴う、教師用指導書の購入費用として、1,120万6千円の増額補正をお願いいたしております。

同じく、中学校費の学校管理費では、美浦中学校学校管理費で、電気使用料で120万5千円、上下水道使用料で145万2千円、総額で265万7千円の増額補正をお願いいたしております。このうち、上下水道使用料の90万円につきましては、統合小学校建設工事施工業者負担分の計上となっております。

46ページをお開きください。

同じく、保健体育費の学校給食費では、学校給食施設管理費で、大谷小学校給食室改修工事の設計業務委託料について、284万9千円の増額補正をお願いしております。この改修につきましては、統合小学校開校時の給食について、大谷小学校で調理したものを運搬し提供するため必要なものとなっております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、30ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫負担金の民生費国庫負担金では、障害児入所給付費等負担金として838万円の増額補正をいたしております。

次に、国庫補助金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として209万円の増額補正をいたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県負担金の民生費県負担金では、障害児通所給付費等負担金として419万円の増額補正をいたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の一般寄附金では、日本中央競馬会様等から寄付いただき1,160万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金の電気事業会計繰入金では、令和4年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において一般会計へ繰出金として議決をいただいた163万円の計上をいたしております。

次に、基金繰入金の財政調整基金繰入金では、財源調整分として5,304万1千円増額補正いたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

雑入の雑入では、茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金で令和4年度の精算金1,076万8千円、学校施設電気・上下水道使用料で、統合小学校建設工事施工業者負担分90万円をそれぞれ計上いたしております。

最後に、村債につきましては、歳出予算で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、今回の令和5年度美浦村一般会計補正予算（第5号）の主な概要について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

#### **議案第8号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

議案第8号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

54ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,125万6千円を減額し、補正後の予算総額を16億6,342万3千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

60ページをお開きください。

#### 【総務費】

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で給与改定による予算調整額49万1千円の増額補正をお願いしております。

同じく国民健康保険事務費では、給与改定による会計年度任用職員の予算調整、令和6年1月に開始する出産被保険者に係る産前産後期間の保険税免除措置対応のシステム改修費及びデータ連携用PCサーバライセンス経費として36万4千円の増額補正をお願いしております。

#### 【次の保健事業費】

特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業では、次年度に実施する特定健康診査に係る総合健診申込書の作成委託料及び郵便料として41万5千円の増額補正をお願いしております。

#### 【次の基金積立金】

支払準備基金積立金では、今回の補正予算での歳入額が歳出額に満たないことから、基金積み立ての予算額を減額し、財源として充てることとして2,425万7千円の減額補正をお願いしております。

#### 【次の諸支出金】

償還金及び還付加算金の国庫支出金等返還金では、前年度に交付されました県支出金について超過交付となったため返還するもので、173万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

59ページをお開きください。

#### 【国民健康保険税】

一般被保険者国民健康保険税では、当初見込んでいた保険税が、本算定時の被保険者数及び総所得金額が減少したことにより、医療給付費分現年課税分（普通徴収分）1,334万8千円の減額、医療給付費分現年課税分（特別徴収分）143万3千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分（普通徴収分）472万6千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分（特別徴収分）47万7千円の減額、介護納付金分現年課税分（普通徴収分）296万2千円の減額をし、合計2,294万6千円の減額補正をお願いしております。

県支出金 県補助金の保険給付費等交付金では、令和6年1月に開始する出産被保険者に係る産前産後期間の保険税免除措置対応のシステム改修費に係る補助金として

20万9千円の増額補正をお願いしております。

繰入金 他会計繰入金の一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金で、歳出の職員給与関係経費及び国民健康保険事務費の会計年度任用職員人件費と同額の55万3千円の増額補正をお願いしております。

同じく産前産後保険税繰入金では、令和6年1月施行となる産前産後保険税軽減制度に伴い、一般会計の産前産後保険税分繰出金と同額の2万5千円の増額補正をお願いしております。

繰入金 基金繰入金の支払準備基金繰入金では、今回の補正予算により、歳入歳出の差で不足する分を支払準備基金から取り崩すもので90万3千円の増額補正をお願いしております。

以上、今回の令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### **議案第9号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）**

議案第9号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

69ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ163万9千円を追加し、補正後の予算総額を14億7,105万5千円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

75ページをお開きください。

初めに、総務費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、給与改定による増額分として85万円を計上しております。

また、介護保険事務費について、報酬、職員手当等、共済費、旅費で、会計年度任用職員の人件費31万8千円を増額しております。令和6年1月より介護認定更新手続きに係る新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の特別措置を終了することに伴い、介護認定調査件数の増加が見込まれ、その対応のため、現在雇用している会計年度任用職員の勤務日数を増やすものです。週3日勤務を週5日勤務に増加して対応いたします。

更に、委託料で、介護保険システム改修委託料を22万円増額しております。令和6年度の介護報酬改定等に対応するためのシステムの改修となります。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費について、50万円を減額しております。サービスの利用が当初の見込みを下回っているため、減額するものです。

次に、保険給付費、介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費

について、50万円を増額しております。サービスの利用が当初の見込みを上回ったことによるものです。地域密着型介護サービス給付費と給付費の調整を行うものです。

次に、地域包括支援センター費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、給与改定による増額分25万1千円を増額しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

前に戻っていただきまして、74ページを御覧ください。

初めに、順序が一部前後いたしますが内容が関連いたしますので、あわせて説明させていただきます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料、現年度分普通徴収保険料に1万6千円、国庫支出金、国庫補助金、地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）、現年度分地域包括支援事業（包括支援事業・任意事業）に2万6千円、県支出金、県補助金、地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）、現年度分地域包括支援事業（包括支援事業・任意事業）に1万3千円、繰入金、一般会計繰入金、地域包括支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）、現年度分地域包括支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）に、1万3千円を計上しております。これらは、歳出で御説明いたしました地域包括支援センター費の職員給与関係経費のうち、給料の財源となるものです。

次に、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金、介護保険事業費補助金に、介護保険システム改修費として11万円を増額しております。介護報酬改定に対応する介護保険システム改修委託料の1/2の国庫補助分となります。

次に、繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金について、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費と、介護保険事務費の会計年度任用職員の人件費、介護保険システム改修委託料の村負担分に対する繰入金として146万1千円を増額しております。

以上、今回の令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **議案第10号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

議案第10号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

84ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万9千円を追加し、補正後の予算総額を1億9,859万9千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

90ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金では、低所得者の軽減した保険料の保険基盤安定納付金額が決定したため、当初予算との差額230万9千円の増額補正をお願いしております。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

89ページをお開きください。

#### 【繰入金】

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金で述べましたとおり、所得の少ない被保険者の保険料について減額した額を、一般会計から特別会計へ繰り入れることとなっており、歳出と同額の増額補正をお願いしております。

以上、今回の令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 議案第11号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の91ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で、39万2千円の増額補正をお願いしております。

また、第3条の債務負担行為では、表のとおり4,935万7千円の債務負担の設定をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

議案書の99ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして御説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用、配水及び給水費では職員の給与関係の調整に伴うものとして10万2千円の減額、総係費では職員の給与関係の調整及びISDN回線終了により回線切り替えに伴うものとして49万4千円の増額、合計39万2千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、債務負担行為について申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の91ページをお開きください。

水道事業は、供用開始から46年ほどが経過しており、配水場の施設及び配水管路も老朽化し、施設の更新や配水管の更新工事を行う時期となっております。

配水管の更新工事については、既存の上水道及び下水道等を考慮し施工するため、専門的な知識や、指導監督が必要となることから、施工管理業務の委託期間を令和6

年度から令和8年度までの3か年とし、4,935万7千円の債務負担の設定をお願いしております。

以上、今回の令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

### **議案第12号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）**

議案第12号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の100ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で667万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の企業債で3,160万円、支出の建設改良費で2,256万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4条の債務負担行為では、表のとおり4,935万7千円の債務負担の設定をお願いしております。

次に、第5条の企業債の補正では、3,160万円の限度額の増額をお願いしております。それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

議案書の111ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして御説明申し上げます。

支出の営業費用では、管渠費（公共下水道事業）の修繕費で、中継ポンプ施設の故障により272万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、処理場費（農業集落排水事業）の委託料で汚泥処理関連経費に不足が見込まれるため、172万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、総係費では職員の給与関係の調整として222万8千円の増額、合計667万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

議案書の112ページをお開きください。

収入の企業債では、3,160万円の増額補正をお願いしております。

こちらは、資本的支出の管渠建設改良費（公共下水道事業）の増加に対応し、借入を行うものです。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の113ページをお開きください。

支出の管渠建設改良費（公共下水道事業）では、職員の給与関係の調整及び工事請負費で3,256万3千円の増額補正をお願いしております。工事請負費につきましては、中継ポンプの更新2か所、中継ポンプ水位計の更新4か所等となります。

次に、処理場建設改良費（公共下水道事業）では1,000万円の減額補正をお願いしております。こちらは、工事請負費での差金等の不用額となります。

続きまして、債務負担行為について申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の100ページをお開きください。

公共下水道事業の施工管理業務委託が本年度で現契約が終了となり、次年度以降の予算執行にあたり年度内の契約が必要となることから、期間を令和6年度から令和8年度までの3か年とし、4,935万7千円の債務負担の設定をお願いしております。

続きまして、企業債の補正について申し上げます。

こちらは、先ほども申し上げました、管渠建設改良費（公共下水道事業）の増加に対応するため、限度額の変更をお願いするものです。

以上、今回の令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 令和5年第4回美浦村議会定例会追加議案提案理由説明書

### 議案第13号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）

議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」について、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から追加する方針が示されました。

「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を拡大し、今回、1世帯当たり7万円を給付することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれた補正予算が11月29日に成立しております。

今回の補正は、物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに行うため、追加議案として予算の計上をお願いするものでございます。

それでは、3ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億1,842万8千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を82億9,401万6千円とするものでございます。

ただいま申し上げましたことにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

9ページをお開きください。

民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費で、支援給付金1億1,550万円の増額補正をお願いいたしております。この支援給付金につきまして、冒頭に御説明しましたとおり、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯の方々に対し、7万円の給付をするものです。

次の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費では、支援金を給付するための事務費としまして、292万8千円の増額補正をお願いいたしております。この補正の1億1,842万8千円の財源につきましては、国庫補助金7,748万8千円、残りの4,094万円が一般財源となっております。

なお、一般財源分につきましては、今後、国庫補助金が追加交付される見込みとなっております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金で、歳出予算で御説明申し上げた事業費の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に7,748万8千円を計上しております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正の財源調整分として4,094万円増額補正いたしております。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の概要について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**令和5年第4回  
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和5年12月12日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由省略)

議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第6号 財産の取得の変更について

(R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務)

議案第7号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第5号)

議案第8号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第9号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第10号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

議案第12号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	塚本光司君
3番	諸岡正明君	4番	北出攻君
5番	松村広志君	6番	葉梨公一君
7番	小泉嘉忠君	8番	岡沢清君
9番	山崎幸子君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君	12番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	山 崎	満 男 君
総 務 部	長	青 野	克 美 君
保 健 福 祉 部	長	吉 原	克 彦 君
経 済 建 設 部	長	岡 澤	光 一 君
教 育 部	長	小 山	久 登 君
総 務 課	長	笹 倉	英 雄 君
企 画 財 政 課	長	大 竹	裕 幸 君
税 務 課	長	佐 藤	大 吾 君
住 民 課	長	中 島	紀美江 君
福 祉 介 護 課	長	葉 梨	美 穂 君
健 康 増 進 課	長	葉 梨	裕 美 君
国 保 年 金 課	長	浅 野	洋 子 君
都 市 建 設 課	長	米 澤	稔 君
経 済 課	長	正 慶	將 暢 君
生 活 安 全 課	長	富 田	正 寿 君
上 下 水 道 課	長	飯 田	和 徳 君
学 校 教 育 課	長	松 葉	時 男 君
子 育 て 支 援 課	長	福 田	浩 子 君
生 涯 学 習 課	長	石 川	大 志 君
幼 稚 園	長	矢 崎	和 子 君
大 谷 保 育 所	長	広 瀬	良 子 君
木 原 保 育 所	長	鈴 木	玉 恵 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	田 代 恭 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会中、広報用の写真撮影及び動画撮影を許可をしておりますので、皆さんよろしくお願いをいたします。

本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思います。

中島村長。

[村長 中島 栄君登壇]

○村長（中島 栄君） 皆さん、おはようございます。

令和5年も師走に入り、朝夕の寒さは一段と身にしみる季節となつてまいりました。議員各位には第4回美浦村議会定例会に御参集をいただき、御苦労さまでございます。

令和5年を振り返りますと、コロナの感染症は5月に5類に位置づけられました。その後、日常生活においてはコロナ前に戻りつつあります。また、各種イベントや会合なども活発に行われるなど、社会経済も活発化してきております。行動制限を市内経済優先の方針が国の指針であり、感染予防については個人の領域範囲で今まで以上に気をつけて取り組みをする必要があると思います。

岸田政権発足も新しい資本主義を掲げ、成長と分配の循環を進める政策が動き始め、2年が経過した中、派閥のパーティー券収入から閣僚へのキックバックが表面化し、閣僚人事の更迭もテレビや新聞で話題に上がっております。国民はインフレによる物価高などに対策を講じるよう、岸田政権には迅速に対応してほしいとの国民の声が大きくなってきております。

議員各位には師走の行事多き中、また、寒さも厳しさを増してきております。コロナ感染よりも冬場のインフルエンザの流行には気をつけて、各自御自愛いただき、村政発展に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

10月1日には、美浦村では5人目となる地域おこし協力隊に東京都在住の松本まい子さんが着任いたしました。松本さんは、独立行政法人国際協力機構に勤務し、発展途上国との国際交流を行ってきました。松本さんは熊本県出身で、青年海外協力隊としてアフリカのベナン共和国で農家への野菜栽培指導を行うなど、自然と農業に深く関わってきました。これからは活動拠点を美浦村に移し、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策を展開していただくよう期待しております。村外の人に美浦村を知ってもらい、住んでいる人に魅力を感じてもらえるよう、また、美浦村の情報やふるさと納税などで村に還元してもらえるような企画などを含め、今後、今までの隊員と合わせて5名となる協力隊の皆さんには活躍を期待したいと思います。

また、11月2日から12日間……12日までですね、村を代表するイベントであります、

みほ産業文化フェスティバルを開催することができました。3日の文化の日のおまつりには、広場の芸能発表や、予想を上回る多くの方が会場を訪れ、村民の皆様にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

村においては、統合小学校の建設が始まり、令和7年4月の開校に向けて動き出しました。今後は進捗状況を議会に報告しつつ、全体概要が見えるよう内容を報告してまいりたいと思います。

今回、定例会に提出する案件は、議案第1号で、美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第2号で、美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第3号で、美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で、財産の取得の変更について（R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務）が1件、議案第7号で、令和5年度美浦村一般会計補正予算（第5号）が1件、議案第8号で、令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第9号で、令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第10号で、令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第11号で、令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）が1件、議案第12号で、令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）が1件の、12案件であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

7番議員 小 泉 嘉 忠 君

8番議員 岡 沢 清 君

9番議員 山 崎 幸 子 君

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から22日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から22日までの11日間と決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から議案第12号 令和5年度美浦村  
下水道事業会計補正予算（第3号）まで、12議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付を  
しております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第12号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理  
由の説明を省略することにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時11分 散会

**令和5年第4回  
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和5年12月22日 開議

一般質問

塚本 光司 議員

松村 広志 議員

議案

(質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第6号 財産の取得の変更について

(R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務)

議案第7号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第5号)

議案第8号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第9号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第10号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

議案第12号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)

(議案上程・質疑・討論・採決)

議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第6号)

議員派遣について

閉会中の所管事務調査について

**1. 出席議員**

1番	下村	宏君	2番	塚本	光司君
3番	諸岡	正明君	4番	北出	攻君
5番	松村	広志君	6番	葉梨	公一君
7番	小泉	嘉忠君	8番	岡沢	清君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君

11番 小泉輝忠君

12番 沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	山崎	満男君
総	務	青野	克美君
保	健	吉原	克彦君
経	済	岡澤	光一君
教	育	小山	久登君
総	務	笹倉	英雄君
企	画	大竹	裕幸君
税	務	佐藤	大吾君
住	民	中島	紀美江君
福	祉	葉梨	美穂君
健	康	葉梨	裕美君
国	保	浅野	洋子君
都	市	米澤	稔君
経	済	正慶	将暢君
生	活	富田	正寿君
上	下	飯田	和徳君
学	校	松葉	時男君
子	育	福田	浩子君
生	涯	石川	大志君
幼	稚	矢崎	和子君
大	谷	広瀬	良子君
木	原	鈴木	玉恵君

1. 本会議に職務のため出席した者

書	記	田代	恭子
書	記	渡邊	涼介

午前10時00分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和5年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

---

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、塚本光司君の一問一答方式での質問を許します。

なお今回、発言者についてはマスクを取っても結構です。

塚本光司君。

〔2番議員 塚本光司君登壇〕

○2番（塚本光司君） 皆さん、おはようございます。

2番議員の塚本でございます。

通告書に従いまして、何点か質問をさせていただきます。

私の質問はもう、ふるさと納税について、この質問だけでございます。

しばらくぶりに、ふるさと納税も始まりまして15年もたってるんですね、ちょっとこのところずーっと何年もあまり、とんでもなく関心があるということではなかったというのが私個人の本音ではあるんですけど、しばらくぶりにこのふるさと納税制度っていうのがスタートしまして、最初のスタートなんだっただろうかなっていうのをちょっと調べてみました。

ふるさと納税は始まる2年前の2006年に、ふるさと寄附金控除の導入を目的とされていた制度であるということで、要は大都市圏に集中しちゃう日本のこの形態ですかね、傾向が強いですから。地方は将来を担う子供たちに未来を託して、何かとコストを費やすわけですけども、そういった子供たちが何年かすると、今度は大都市圏のほうに出てってしまうと。それは基本的に、それまで地方で育てていた子供たち、どっか出ちゃうわけですから。美浦村の例で言えば、幾らここで、いろんな面で、子供たちにそういったコスト等費やして——コストって何か言いづらい、何か感じですけど、いろいろと思いを込めて託してやってたものが、都会のほうに今度は税金がおおりるっていうんではどうしようもないんで、それをこういった形で、寄附金を東京に出てても自分のふるさとのほうへ寄附をしましょうよっていう形になれば、自治体のほうで育てた子供たちのそれがまた地元へ戻ってくるっていう意気込みから始まったのが2008年ということですから、全国の1,700余りある自治体では、いろんなそれぞれの違いは分かるわけですけども、そういったところをちょっと冒頭申し上げましたけども、

まず最初の質問に入ってまいります。

まず、ふるさと納税についての、これが一般財源となる観点から、どのように受け止めているのか。それをまずお伺いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） おはようございます。総務部長の青野でございます。

塚本議員の質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税につきましては、本村の地方創生及び地域活性化を進める上での貴重な自主財源であると考えております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） 貴重な財源になるんだよっていうところで、地方創生ですとか、これもやはり最初の理念がそういったところからスタートしてる制度なんですね。貴重な財源であるということをも十分認識されておられるということで、今の答弁ですけども、私としては執行部です、やる気度とでも申しましょうか、やり抜いてやるぞと、この制度が続く間は、意気込みを見せていただきたいところなんですね。

意気込みだけで、これがうまくいくのかよっていう部分もあるんですけども、ふるさと納税の問題として、全国の自治体で、またその近隣の自治体間では、報道メディア等でも皆様も目に触れていることもあると思います。

実はここ数年まで、私もですね、個人的な浅い知見からなんですけど、関西方面だとある某自治体が、何百億——500億でしたっけ、それに近いぐらい集めて、いろいろ問題になりまして、最後は、最後というか、今も裁判、訴訟、裁判沙汰になってると思うんですけど、特別交付金、地方交付金をえらい削られたと。そんでなんでしよう、ふるさと納税制度を扱える自治体から外されたということが、過去に何度も報道等がありました。そういったメディア報道等を見てたものですから、どうしても私としてはマイナスイメージのほうが勝っていたというのが、本心と申しましょうか。

そういったところなんです、正義を通してふるさと寄附金、ふるさと納税制度を活用する意義、大げさかもしれないんですけども、そして全国には地場産のものからと考える担当者がはるかに多いことと思っております。

先ほどの某自治体のイメージをプラスイメージに変えてくれたのが、実は、つい先月の本村議会の二つの常任委員会のほうで、茨城県内の先進地を視察してまいりました。このふるさと納税、ふるさと寄附金制度が、やり方次第ではすばらしい制度であるよと。小さな自治体でも、かつ、地場産品、地場特産品とでも申しましょうかね、そういったものがなくとも多大な恩恵を受けることが可能なんですよと。首長のプレゼンとですね、首長のプレゼン、そのものごとの考え方、発想は、本当に目から鱗が落ちるっちゃあんなもんだなというふうに私は思いました。同僚議員もそういうふう思った方もいるであろうし、それぞれに思ったことがあります。委員会ですから、

ここにもね、部長、何人かいらっしゃったんで、どんなふうを考えられたかという部分なんですけど。まさにあのときの状態が目から鱗ってやつですが、トップダウンですとか、ボトムアップ、そういう言葉がありますが、ここではそれを探るつもりはございません。

実はその2日後なんですけど、視察を終わってきた2日後、四国の南西部の小さな10か町村の広域の議長会の議長さん方が、我々の美浦へ、先進地、タブレットの視察に来たわけなんですけど、その中で、実は大体1万5,000ちょっとぐらいの、うちのほうの美浦村とは1,000人ぐらいの違いなのかなというところで、その議長と雑談の中で、美浦村ってウン千万ですかっていうふうなことで、実は名前結構有名な四万十町、四万十川と四万十市っていうのがあるんですけど、その隣に四万十町があるんですけど、その議長いわく、うちのほうは十四、五億、今年15億ぐらいいくかなということだったんですね。随分集めますねというような話で、雑談の中です、もちろん、いや、それには、要は、うちのほうにもそんなに地場産品、そんなにたくさんあるもんじゃないんだけど、首長の強い思いと、リーダーシップ、この制度をどう思い、活用するか次第だよというようなことで、その議長はおっしゃってました。

2008年にスタートした、この制度です。現在15年の歳月が流れたと先ほど申しましたけども、管理職の担当部署の部長であれ課長であれば、その面々はその経過の中で変わられてきたと思います。

今、例を三つほど挙げさせていただきましたが、これは最後のほうの質問につながっているんで、最後に村長にちょっとあれがあるんで、そのためにも出してみました。

それでは二つ目の質問としまして、スタート年である平成20年——2018年ですね、から現在までのこの美浦村の分析ですね。近隣の、全国のほかの自治体と比較した場合とか、何かの気づきとして、相違点、もしくは類似点がありましたら、その辺を御説明いただければと思います。今の、iPadを……ビッグパッドのほうに出ております、これは茨城県内の町村についてのふるさと納税の受け入れの額の推移額なんですけども、これを見て、どこよりもどうのこうのあっちよりもあーだ、そのことを別に問うてるわけじゃないんですけど、いろんな面で分析はできるのかなと思います。

先ほどのスタート年から、平成20年からの分析、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 平成20年度から制度を活用して以降、令和元年度では約4,100万円、令和2年度では約4,600万円、令和3年度では約3,900万円、令和4年度では同じく約3,900万円となっており、本年度におきましては、現在まで約1億円の寄附をいただいております。

返礼品の動向といたしましては、件数ではお米・ごみ袋・マスクなどをはじめとした日用品などが人気があり、給付額につきましては、ゴルフ場の利用券・ごみ袋・ウ

ナギなどが上位を占めております。

寄附額の多い自治体についてですが、これは推測という部分になってしまいますが、自治体内に生産工場を有していることにより、工場製品の返礼品、また、有名な海産物や農産物等を返礼品として提供している自治体が、多くの寄附を集めている傾向にあるのではないかと考えております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） 御答弁ありがとうございました。

ビッグパッドに映されている県内の町村関係の資料だと、それぞれにやり方で落ちたところもあるんですね。今まで売ったところが急に落ちたというのはやっぱり今、3割、寄附金の3割、諸経費入れても5割ぐらいでやりなさいよというのはかなり上を行っていたようなことを、実際にそういった町に聞きまして問合せしてみました。

美浦村の場合は十分に前の年よりもぐっと上がって何年にどんと下がるっていうのはないんで、かなり真面目にやってきたんだらうなっていう部分を推測できます。この中からですね。着実に寄附件数、寄附総額がともに伸びていることは、努力の賜物と、そこは村の担当職員の方、敬意を表します。

実際、2008年スタートですけど、本村は最初の頃はゼロ件でした。よそもそうでした。2008年ゼロ件、そのあと2,000……これに載ってる前、2014年、平成26年なのかな。38件でした。そして2014年、ここで1,128件になり、一気に伸びました。この辺で寄附の上限額もドーンと上がって2倍くらいになったと思ったんですが、それによって上がったのでしょうか。もちろん、返礼品に関しても、品数もかなり増えたということだと思っんですね、努力のたまものだと思います。

それでは、違う意味で改めて伺いたいと思うんですが、2022年だと、去年のデータ的になんでしょうから、もしくは2021年の以前でも構いません。美浦村から村外へふるさと納税をした方。その逆ですね、村外から美浦村へふるさと納税をされた方、もちろんあると思うんですが、その差額ですね、美浦から出てったお金、逆に戻ってきたというか、その寄附金ですね。

それを、何年度云々で分かれば、そこら辺をお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君〕

○総務部長（青野克美君） それでは令和4年度の実績で御説明したいと思います。

まず、村外から美浦村への寄附をいただいた額でございますが、先ほど申しましたとおり、寄附額で約3,900万円、件数といたしますと1,785件となっております。

続きまして、美浦村の方が村外への寄附……村外への寄附額についてですが、これは寄附行為を行うことにより、村民税の減収分となります控除額、こちらにつきましては590人分で2,113万円となっております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） ありがとうございます。

プラスマイナスじゃないですけど、美浦から出たほうが多いよってということじゃなく、逆にプラスになっているということで、実際に美浦村からよその自治体に対して、寄附をされてる方もいらっしゃるということですね。やっぱり、これまでの報道でもそうです。都市部の横浜がそうだったり、京都がそうだったり、東京はもちろんそうなんですけど、地方の自治体のほうにどんどんどんどん寄附をして、自分の自治体に落ちないはですね、大きな都市ほどそういう傾向だと思います。

美浦の場合には、今、かろうじてという言葉があってるかどうかは分かりませんが、外へ寄附をされる方よりも、こっち入ってくる部分のほうプラマイでいくと上ですよ、今の計算上では言えるわけですね。

そうしましたら、これまでのコンセプトと、また今後のコンセプトについてお伺いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） これまでは、村内の事業者の皆様や農産物の生産者の皆様に積極的に返礼品を提供していただき、本村の魅力度アップに取り組んでまいりました。今後におきましても、新規の返礼品を開拓し、提供していきたいと考えております。

しかしながら、なかなか目玉となる返礼品に乏しい本村では、特産物を目的とした寄附ばかりでなく、村の財産である陸平貝塚、大山湖畔公園に対する村の取り組みや子育て支援センターの活動、中学生を対象とした地域未来塾、放課後児童クラブの活動などの子育てに関しての村が行っている事業を広くアピールし、共感を得られるような仕組みをつくるのが、寄附額の増加、ひいては人口減少の縮小につながるものではないかと考えております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） 御答弁ありがとうございます。

村内には生産、物をつくって云々という、まあ、幾つかね、会社はございますけれども。これからもですね、やはり、いろんな自治体見てますと、返礼品として返せるものっていうのがかなり多いって一部分がやっぱり否めないのかなって感じがします。これからもいろんな開発、出せるものですね。こないだも企画財政のほうで話させてもらいましたが、その辺をちょっと期待したいところでございます。

そうしましたら、次の、先ほどの中にもあった部分もあるんですが、選べる使い道で、寄附者の方との継続かつ発展、先ほど少子化云々じゃないけど、移住とかそういうものまでね、つながっていけば行く行くそれはいいことですから、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

選べる使い道で、寄附してくださる方との継続とそのあとの発展についてでござい

ます。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 寄附の方がふるさと納税をする際に選べる使い道につきましては、歴史遺産や自然環境の保全、競走場の里のPR、社会福祉、次世代育成などの全部で九つの事業をふるさと納税応援寄附条例で規定しております。

寄附をいただいた方との継続的なつながりをするための方法等につきましては、各地の好事例を参考にしていきたいと考えておりますが、いただいた寄附の使い道や成果を明確にすることも必要であると考えております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） ありがとうございます。

各地のよその自治体の良い例ばかりを参考にしても、どうなのかなっていう部分もないとも言えません。同じことをやればどこだってオーケーというわけではないんだけど、それはいろんな面で目を通してこういうのもある、あったんだというのは、いろんな蓄積する部分ではいいのかなと思います。その逆の失敗例等々もあるんだとは思いますが、ぜひその辺を含めて、今後のほうに生かしていただければなと思ってます。

それと、私の方の、あと質問は、これですね、実は地域おこし協力隊はなんですが、これが直接このふるさと納税の関連のほうというよりは、今までふるさとの……ごめんなさい、地域地域おこし協力隊の人が、隊員がもう実際に、美浦でやってくれてますよね。実際に約1日8時間ぐらいの形で組んでる形で出てるものもあると思うんですが、これまでは特化した中で、この人はこういう道にある程度長けてるんで、これをやりますよってということで、村としては選定して選んだと思うんです。その方たちに、ぜひともやる部分、任せられる部分があるんじゃないかという部分も確かにあるんですが、これからその、これから募集する場合、こういったふるさと納税寄附金制度についても、ぜひ何か活用できないのかなっていうふうにならば、自分だったらこういうふうにあるよっていうふうな提案をここでちょっと幾つか示せば、全くいいんですが、これからは、地域おこし協力隊を募集するに当たっては、このふるさと納税制度にうまく対応してそっちのほうも含めて、やってもらうような形で募集する、そういう点はいかがなんでしょうか。

どうでしょうか。どう考えますか。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 現在、初代地域おこし協力隊の村川氏が、霞ヶ浦でブラックバスの釣りのガイドを営んでいる関係で、霞ヶ浦ボートフィッシング体験チケットというものを返礼品として登録しております。寄附額の実績につきましては、3件

ほどとなっております。

地域おこし協力隊の活動内容にもよるところは多いと思いますが、各地の地域おこし協力隊との協力事例を参考にして、考えていきたいと思っております。

また、塚本議員の貴重な意見も参考にしながら、今後の地域協力隊の募集に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） ありがとうございます。

どちらかという和美浦の協力隊の場合は、それぞれが単独で自分でこうやるよ、こうやるよっていう形で、やってますよね、たしか。全国のいろんなところの、本当に寒村なんていったら本当にね、二千人、三千人、人口の小さいところの自治体には大変失礼なんですけど、やっぱりそういうところだと、みんなで横つながりで地域おこし協力隊の人が協力し合ってるんですね。実際に今、これまで美浦で選んでいる先ほどの村川夫妻とかね、釣りのいろいろ話出ましたけども、今後、横つながり等々で活動を何か月に1回全員集まるとか、やっぱりよそはそういうふうに行っているところが多いようですが、そういう気持ちどうでしょう。

ないですか、どうですか、ありますか。横つながり、横つながりで皆さん、何かしらいろんな意見が出ると思うんですよ。1人単独でそんなことやってる、そのことをやってるっていうよりは。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

[総務部長 青野克美君登壇]

○総務部長（青野克美君） 現在、地域おこし協力隊の活動につきましては、村川氏並びに桂氏が週末カフェということで連携しながらやっております。

また、その他の地域おこし協力隊につきましては、こちらから要望した活動を現在行っているところでございますが、なかなかその辺につきまして、ふるさと納税に連携するものというところまでは行っておりませんが、今後につきましては、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、各地域でこの地域おこし協力隊の協力を得ながら、ふるさと納税の返礼品の開発という言葉はちょっと正しいのかどうかというところがありますが、それに向けての活動を進められないか検討してまいりたいと思っております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） ありがとうございます。

横のつながりでやってったら、いろんな意味でいろんないい意見が出てくるのかなってやはり気がしますので、ぜひともそれは進めていただければなと思います。

検討じゃなくて、実は進めてほしいということです。

そうしましたら、過去に、冒頭のほうでも出ました担当課、部長、総務部長、いろんな部長がいます。横つながりで、品物っていうか返礼品ですね、考えておられると思います。これまでも十何年たってるわけですから、そこはもう、管理職が入れかわ

ってきてるわけなんです、村長がずっとそれを見てきてるわけですね。この制度については。この制度が、私も当初、最初のほうで申しましたマイナスイメージのほうに勝ってたのが何年か前だよということで、あんまり過去の管理職の方、退職なさってるでしょう、そういった方々と話したときにも、率先して売ろうかなというイメージはちょっと私は受けなかったのは、ちょっと残念だったのかなというふうに思います。最初の頃、申しましたように、2008年、9年頃はもう零点、零点。これは、よその全国の自治体、どこもそんなあんばいでやりました。

でも今は、先ほど、これまでの答弁でもありました。今年は1億はいくでしょうよということで、努力されてるっていうところ、十分伝わってきます。これを、やっぱり過去の例で、役職にいた人と、村とその当時のことを思い起こすと、こんなものいつ終わるかわかんないよと。やっぱり、前回の、県内先進地の首長も言ってました。よそからよく言われるんだと、こんなもの、いつ終わるかわかんないでしょうって話を雑談の中で。でも、やれる限り、続いている限りは、こんな自分の自治体に寄附金という形で入ってくださる、それが財源になるんだ。やれる、やってる間はとことんやりますよってというような返事でした。もうやる気を感じました。

その辺、これまでの総務部長のやりとり、私とのやりとりも含めまして、ずっとこの頃、この前から携わってる中島村長はどのように捉えておりますか。伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 定例議会再開日、大変御苦労さまでございます。

塚本議員のですね、ふるさと納税について、いろいろと総務部長が答弁をしてくれましたけども、私について、トップではどういうふうな考え方をしているのかという、またどういうふうに進めるのかという部分をお聞きしたいということでございますけども。今、議員のほうからいろいろと質問された中で、地域おこし協力隊、村川さんをはじめ、今回も来ましたから、松本まい子さんまで入れると、村川さんお2人で来てるんで、5人おります。それぞれいろいろと協力隊の経歴が皆さんみんな違うんでありますけども、ぜひそこは協力しあってやることは大いに参考になる部分があるのかなあというふうに思います。

議員おっしゃるように、とにかく平成20年からもう15年ほど経過しておりまして、当初は80億、全国で80億ぐらいの金額が、令和3年度には8,300億までふるさと納税の金額が上がっているっていうことは、そこをうまく何かやれるうちはどんどんやりますよってというような意見を議員がおっしゃいましたけども、その辺はどんどんやりますよってというのは、ある程度グレーな部分も含めてやれるうちはやんなよってという意見、それが果たして全国1,941ぐらいある市区町村全体がそういう考え方になると、大体もう東京の人口が1番多い部分から、都内の税収が地方にいつてしまう可能性はも

っともっとあるのかなあというふうに思います。

そういうことではなくですね、ふるさと納税の給付金の景品に対するものですね、返礼品プラス仲介サイトから、約3割ぐらいの景品もつけますよっていう、もうテレビでもやっています。ただそこを利用して加熱していった中で、どういうふうに自分の部分で、自分のとこだけが金が上がってくればいいじゃなくて、上がってきたふるさと納税の使い方をどうするか、そこが1番問題なのかなあというふうに思います。

トップダウンで、自分の考え方で、議会にも報告なしに使えるようなお金っていうのは多分どこにもないと思うんですね。幾らトップダウンでやったから、自分のところでこれをやりますあれもやりますっていうことは、やはり二元代表制である議会の承認ももらわないで、全部トップダウンでやってしまうということはちょっと難しい部分があるのかなというふうに思います。

そういう意味でも、美浦としてはですね、ふるさと納税につきましては、地方創生及び地域活性化などを進めるための貴重な自主財源として使っていきたい。村内の事業者の皆さんや農産物の生産者の皆さんに積極的に周知をしながら、新規返礼品の提案と募集を行っていくように、また、本村の魅力アップに取り組んでいきたい。

実は、せっかく美浦が抱えているJRA、トレーニング・センターがあります。そのトレーニング・センターの、要するに引退した馬の引退場を有効利用しようという考え方が今、村ではやってないんですけども、一般のところでは立ち上げをしております。これは幾つかそういう団体があったんですけども、そういうところも踏まえて、乗馬体験をできる、ふるさと納税をしていただいた方に乗馬体験のできる券を村としては送って、美浦村の平和の里としての魅力もPRできるような、実は4番目の南川麻綾さんという方が競馬会とのつながりがもう10何年もあって、美浦のふるさと協力隊として住所も持ってきておりますけども、もうちょっとそういう施設が整備されると、彼女の発信はもっともっと大きな発信にはなっていくのかなというふうに思います。

松本まい子さんも、海外で協力隊としてやってきた経験も踏まえて、今、大山の湖畔公園の中で金澤さんと一緒になって地域の観光を目的とした部分で美浦村をPRしていこうということで今、大山の場所でやっておりますから、いろんな魅力はそういうところで発信していけば、要するに鹿島海軍航空隊の跡地を、ぜひ見たい、皆さんも御存じのように、その場所を使ったゴジラの映画が今ちょうどね、やっておりますけども、そういう部分を捉えて美浦村が撮影のね、場所として、歩道橋のところに横断幕を張らせていただいております。

それも一つのきっかけとして、いろんな美浦村の、映像の中で見る美浦村と実際にロケ地としてなったところを再発見してもらうためのものも含めて、いろんな部分はあるかと思っておりますけども、執行部で考えることも1番大事かもしれませんが、いろんなとこ視察研修をしてきた議員の皆様方の意見を特に参考にしながら、村として

もこれから取り組んでいきたい。

それは、トップダウンでやることも必要かもしれません。でも、見識ある皆さんのいろんな視察で得た情報を美浦村に提供していただいて、ともに美浦村のPRができればいいかなというふうに思っておりますので、貴重な御意見をいただきますことを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） ありがとうございます。

我々もアンテナを高くして、見てまいりたいと思います。

やっぱりこの制度に関しては、例えば税務署にこう、10万円持っていかれるところを、所得税とあと住民税10万持っていかれるとして、家族構成によってね、どれくらいまで控除の上限額というのは決まっています、そこから2,000円を収めましたよと。残りの分に関しては、控除対象になるわけですから、返礼品は戻ってくるよっていう思えば、実際はかなりお得だっている部分あるんですが、結局面倒だから、そのあとの書類手続等々が。それでやらない人が多いんであろうなというふうにやっぱり推測してる部分なんですけど、ぜひその辺も、もっと先ほどトレセンの協力隊のね、トレセンに顔がきくんだよってところあったんですけど、何かしらで発信を変えれば、かなり違った切り口で、寄附という形でつながるんじゃないのかなっていうふうには、長年ちょっと思ってるところであります。

今の村長のお言葉でしたんでね。必ず村としても我々もそうですので、村がよくなるのが1番ですので、ぜひとも、このふるさと納税に関しては、これが継続する間は担当課でもちょっと頑張ってますね、我々もバックアップをできればと考えておりますので、よろしく願いできればと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一问一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔5番議員 松村広志君登壇〕

○5番（松村広志君） 皆様、おはようございます。

5番議員の松村です。よろしく願いいたします。

公明党難民政策プロジェクトチームは20日、オンラインで会議を開き、軍事衝突が続くパレスチナ自治区・ガザで医療活動を行ってきたNPO法人国境なき医師団、MSF日本の中島優子会長。救急医、麻酔科医から現地の惨状を聞くとともに、人道支援に向けて意見交換を行った。

中島会長は、11月14日からガザに入って、負傷者の治療に当たり、12月7日に活動を終了した。南部のナセル病院には空爆音が近くに聞こえる苛酷な環境下で、1日に20件もの手術を行ってきたと説明。死者の7割が女性と子供だったとして、海外派遣

は8回だが、格段にひどい状況だ。MSFのスタッフや、医療施設までもが攻撃の対象になっていると訴え、即時かつ持続的な停戦と人道支援物資の搬入支援を求めた。

これを受けて、公明党の谷合座長は、停戦に向けた対応を日本政府に働きかけるとともに、外務省と連携して人道支援に取り組むと述べております。

あらゆる国の指導者や兵士、全ての大人たちが等しく、以前は家族のもと、無抵抗な子供であったことを思えば、今すぐに何をしなければならないかは明らかであります。

それでは、通告書に従って、二つの質問をさせていただきます。

初めに、移動可能なモバイル仮設住宅について質問いたします。

近年多発する大規模災害や、激甚災害などへの備えについて伺います。

災害に遭った人が生活を再建するために欠かせない仮設住宅、中でも特に注目を集めているのが、移動可能なモバイル型仮設住宅であります。平時は別の用途で活用し、災害が発生すると移動できる特徴を生かし、被災地へ急行する。こうした日常と災害時の二つの局面——フェーズを分けず、両方で役立つフェーズフリーの考え方に立脚した新たな仮設住宅に熱い注目が集まっております。

平成30年7月の西日本豪雨の被災地に初めてムービングハウスが災害救助法に基づく仮設住宅として採用され、その後も毎年のように迫りくる自然災害への対応に活用されてまいりました。茨城県でも、平成元年東日本台風の仮設団地や、新型コロナ対応の感染療養施設として活用されました。

これらの事例を受け、現在、既に幾つもの県内の自治体がムービングハウス協会との防災協定を結んでおります。本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

大地震や近年大規模化する風水害など、自然災害に備え、応急仮設住宅の確保は大きな課題だと考えております。

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に、期間を定めて無償で供与する住宅でございます。

万一の災害の際、体育館など、大勢の方々での避難所生活ではプライバシーの確保が難しく、寒暖の対応、シャワーやトイレの問題など、生活が長引くことにより、肉体的、精神的にダメージが大きくなることから、早急に応急仮設住宅などへ入居をしていただき、一時的な居住の安定化を図ることが大切であります。

過去の災害においては、被災後、現地でプレハブなどを施工する建設型仮設住宅が主に利用されてきましたが、一般的な施工期間は1か月から2か月程度を要し、一刻も早い対応が求められる中、時間を有することが自治体の課題となっております。

議員より御提案のありましたように、ムービングハウスは納期が約2週間と短く、トラックで運搬可能であり、電気、上下水道、ガスなどのライフラインをつなげば一定の生活を営むことができる移動型の応急仮設住宅として活用できることから、短期間で安定した避難所生活を始めることに適しております。

さらに、このような施設的环境改善と充実により、災害関連死や健康被害のリスク軽減などの効果も期待されるものと考えられます。また、感染症対策施設としての導入実績がある自治体も見受けられます。

こうしたことから、今後、本村といたしましても、日本ムービングハウス協会、あるいはユニットハウス事業者との協定締結に向け、導入実績のある自治体を参考としながら進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きな御答弁に感謝いたします。

続けて質問いたします。

通常時はホテルや地域活性化の拠点としながら、災害発生時は避難所等に活用できる、SDGsの視点、持続可能なまちづくりを目指す上でも有用と考えます。

これについて、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

[経済建設部長 岡澤光一君登壇]

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

ムービングハウスは基本ユニットの組み合わせによって、多様な面積や間取りを構成し、様々な用途に利用することができ、また、移動もできることから、平常時は宿泊施設やコミュニティー施設として活用し、災害時には応急仮設住宅として使用するといった画期的な仕組みを構築できると思われれます。特に、シャワーやトイレ、エアコンなどを備えることにより、長期滞在者の宿泊など、地域資源を生かした観光振興策として幅広い活用も考えられます。

しかしながら、宿泊施設やコミュニティー施設として運営をする場合、購入費用やリース料に見合う集客・利用の見込みはどうか。設置する場所や安全性、従事するスタッフ確保の問題など、十分な整理をする必要がございます。

つきましては、まずは、さきに答弁をさせていただきましたように、災害時における協定締結に向けて調査を進め、その後、平常時にどのような活用と効果が期待できるのか。また、民間企業との連携も視野に入れ、先進事例等を参考としながら、将来的に研究をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 村民のため、御検討のほどよろしく願いいたします。

次に、SDGs、持続可能な開発目標と学校教育について伺います。

平成29年改訂の学習指導要領では、これからの学校はどうあるべきか、どのような質の学力が求められているのか。さらに、そもそも学びとは、知識とは何かといった、極めて原理的で基底的なところから全面的で抜本的な洗い直しが進められたようであります。

そして、今回の改訂は、子供の視点に立って教育課程の在り方を見直した結果、何ができるようになるかという、教育目標論イコール学力論を上位に置き、何を学ぶかという教育内容論と、どのように学ぶのかという教育方法論をその目的実現の手段として位置づける構造とした。

初めに、教育ありきではなく、また内容の習得、それ自体が教育の最終目的でもないことを明示した点に、これまでにない新しさがあるとした。

さて、過去の一般質問でも、SDGs、持続可能な開発目標、教育と、ESD、持続可能な開発のための教育、その担い手づくりにについて伺いました。

村からは、取り組みへの前向きな御答弁を記憶しておりますが、その後の進捗をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 小山久登君。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

本村では、令和3年度の美浦村教育指導方針から、SDGsを意識した教育活動の充実を掲げ、中学校の教育課程から順次ESD教育に取り組み、現在は村内全小・中学校において実践しているところでございます。

この間、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、体験活動等に試行錯誤を行った場面も多々ありましたが、持続可能な社会の作り手を育成する教育につきましては、着実に進んでいるところでございます。

なお、各学校の取り組みを紹介いたしますと、美浦中学校では、3年生の総合的な学習の時間において、身近にできるSDGsを見つけようというテーマを設定いたしまして、同じ興味関心を持ったグループにより、調査活動をはじめ、研究、まとめ及び啓発活動といった探求的な学習活動を通して、SDGsを意識しながら生活することの大切さを学習の柱としてESD教育の充実を図っております。

具体的な実践例といたしましては、プラスチックのリサイクルや、風呂水・歯磨き・洗顔中の節水など身近な取り組みから、ユニセフ募金活動や古着の回収など関係機関と連携した取り組みなど、多岐にわたった活動が行われており、これらの取り組みは令和4年7月5日の茨城新聞にも紹介されております。

また、小学校においても、SDGsを意識した教育活動が積極的に行われており、4年生では環境学習として霞ヶ浦の湖上体験活動を実施し、水質調査等を通して、美浦村にとって関わりの深い霞ヶ浦についての理解を深め、水に関する環境保全意識の

醸成が図られております。

また、5年生では、福祉体験として高齢者疑似体験やアイマスク体験等に取り組んだり、パラアスリートによる体育授業を受けたりするなど、児童が福祉の問題を自らの問題として捉え、主体的に解決しようとする態度の育成が行われております。

そのほかにも、陸平をヨイショする会の協力を得て、やまゆりの栽培を行ったり、古着を集めて関係機関に寄附したりするなど、各小学校において特色あるE S D教育が実践されております。

本年度におきましても、令和5年度美浦村教育指導方針において、グローバル社会に対応できる教育の推進の柱の一つとして、SDG sを取り入れた学習活動の充実を掲げ、環境、貧困、人権及び平和といった地球規模で起こっている様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、持続可能な社会をつくるという視点に立って、仲間とともに協働して解決につなげていく教育を実践しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きな御活動、御答弁ありがとうございます。

ある専門家によれば、E S Dは環境保全を促す環境教育との親和性が高いと言われる。これは、E S Dが従来の自然保全を主な目的とした学びの概念を拡張し、環境についての教育から、環境のための教育に変えたことで、開発や人権、平和を包含する国際理解教育の理念や実践との親和性が高くなったと説明されております。

国が示す新たな教育振興基本計画の中、今後の教育政策に関する基本的な方針では、ただいま部長からありました、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、SDG sの実現に貢献するE S Dなどの推進が挙げられている。

村でも、現在の美浦村教育振興基本計画が今年度で終了となるが、今後新たに検討されている基本計画には、SDG sやE S Dの理念や目標はどのように反映されるか、伺います。

○議長（下村 宏君） 教育部長 小山久登君。

[教育部長 小山久登君登壇]

○教育部長（小山久登君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

御存じのように、現在、令和6年度から令和15年度までを期間とする第2期美浦村教育振興基本計画の策定に向けて検討を重ねているところでございます。

第2期美浦村教育振興基本計画の体系につきましては、国の第4期教育振興基本計画や、茨城県教育プランなどを参酌するとともに、令和5年度の学校教育指導方針の目標をベースといたしまして、現行計画の施策の達成状況や本村の教育の現況と課題を踏まえ、未定稿ではありますが、一つ目に変化する社会に適応できる確かな学力の醸成、二つ目に豊かな心と健康な体を育む教育の推進、三つ目に協働してつくる持続可能な学びの推進、四つ目に教育効果を高める学校づくりの推進、そして五つ目に生

涯学習社会の構築に向けた取り組みの推進といった、大きく五つの目標を設けて整理する予定でございます。

また、この各目標の下に、それぞれの目標達成のための基本方針を定め、その下に、それぞれの基本方針に応じた具体的な施策を位置づける構成としております。

これらの具体的な施策を、SDGsのそれぞれの目標に掲げられたターゲットに関連性を持たせながら構成していくことによりまして、第2期美浦村教育振興計画の各目標を通じて、SDGsやESDの理念や目標が、第2期美浦村教育振興計画の全体に反映されていく見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

取り組みについて、教育長や小山部長、担当課の皆さんの高いポテンシャルを存分に発揮していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

我が国の教育基本法第1条で掲げる教育の目的を人格の完成として規定している。これは、昭和22年——1947年以来、さきの平成18年——2006年の改定後も変わらない。

改めて、ここで言う人格の完成は、何を示唆するのでしょうか。

本来、人間生命の目的そのものであり、人格の完成、つまり人間が人間らしくあるための第一義的要因であるはずの教育が、常に何者かに従属し、何者かの手段に貶められてきたのが、日本に限らず近代、特に20世紀だったのではないか。

そこでは、教育、とりわけ国家の近代化のための装置として発足した学校教育は、政治や軍事、経済、イデオロギーなどの国家目標に従属し、専らそれらに奉仕するための人づくりへと役割を矮小化され続けてきた。当然のことながら目指されたのは、人格の全人的開花とは似ても似つかぬある種の鋳型にはめ込まれた特定の間人像ではなかったか。それは、これまでの人類史をひもとくまでもありません。教育の手段視——これは見るということですね、人間の手段視へと直結していく。

以上は、2000年9月に公明党創立者による提言、社会のための教育から教育のための社会によるところであります。

そして、ここで言う教育の目的である人格の完成については、この普遍的理念を内実化させ得るため、人格の完成を幸福という言葉へ置換——置き換えしながら合わせ、教育の本来の目的を1にも2にも、子供の幸福とすることに力説しております。

その先に、本来の持続可能な社会やその担い手が育まれていくと確信し、訴え、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了をいたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。11時20分に再開をいたします。皆さんよろしく願いをいたします。

午前11時09分 休憩

---

午前11時21分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第1号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第2号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第3号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第4号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第5号 美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第6号 財産の取得の変更について（R05  
災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務）を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第7号 令和5年度美浦村一般会計補正予算  
（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第8号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第9号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第10号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第11号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第12号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第15 議員派遣についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

---

○議長（下村 宏君） 日程第16 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり、調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

以上で本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 小 泉 嘉 忠

署 名 議 員 岡 沢 清

署 名 議 員 山 崎 幸 子